



要点まとめノート

憲法・行政法編

登場人物紹介

Characters

KEIBU

警部

この道30年のベテラン刑事。
卓越した法律知識と推理力で
犯人を追い詰める。責任感が強
くまじめだが、おちゃめなと
ころもあり、皆に慕われている。
好物はアップルパイ。趣味はク
ラシックカー。
ゴーストは唯一無二のバディ。



ゴースト

男性のゴースト。
とある理由があってこの世界にとどまっている。いたずら好きのお調子者だが、警部を守るために身を投げ出す覚悟がある。
好物はアップルパイ。趣味はジュエリー。
警部は唯一無二のパディ。



STEP 1

各 Lesson にマンガを掲載

各 Lesson で扱うトピック（🔍 の入り口）になるマンガです。ちょっと不思議なゴーストと警部の物語が、とっつきづらい法学の世界を楽しく分かりやすくしてくれます！

法学では難しい専門用語や考え方が出てくることが多く、文字を読むだけではイメージを掴みづらいと悩むことがあるかと思います。そんなときはSTEP 1 のマンガのように、脳内でオリジナルキャラを作り出して、おもしろおかしく考えるのがおすすめです。

STEP 2

要点まとめノート

各 Lesson で扱うトピック（🔍）を解決するために必要な知識の要点をQ&Aで簡潔にまとめています。難しい言葉も噛み砕いて、易しく書かれています！

ふつうの教科書では、まず一般論を示した後にトピックの解説をすることが多いのですが、一般論を抽象的に示されても何のことやらという方も多いと思います。STEP 2 ではあえて一般論にこだわらず、トピックを解決するための最小限の知識の要点を示し、具体的なイメージを持ってもらうことにこだわりました。

憲法 01 肖像権と犯罪捜査

🔍 放火現場の野次馬を撮影することはできる？



08

憲法 | 01 肖像権と犯罪捜査

要点まとめノート

Q1

肖像権とは何ですか？

A 正当な理由もないのに、捜査機関などによって**個人の容貌・姿態を撮影されない権利**のことで、判例で認められているものです（最大判昭44.12.24）。肖像権は、**半信追放権**（憲法13条）をもとに、プライバシー権の一環として、憲法に明記されていない**新しい人権の一つ**として認められています。

Q2

犯罪捜査のために個人の姿を撮影することはできるか？

A 判例は、捜査機関が犯人の同一性を確認するために公道上や「ドンコ店内」において犯人の容貌等をビデオ撮影した（無令状・同意なし）ことの違法性について、
① 捜査目的を達成するため（**目的の正当性**）
② 必要な範囲において（**撮影の必要性**）
③ 相当な方法によって行われたもの（**撮影方法の相当性**）
であれば、撮影を行う合理的理由があるため捜査活動として適法としています（憲決平20.4.15）。

Q3

マンガのケースの撮影は適法ですか？

A ①放火犯は現場に戻るという経験則から、野次馬の中にいる可能性がある放火犯を捜査する正当な目的で行われたものです。②野次馬の動きは流動的なので、撮影により証拠保全する必要があります。③公道は、通称、他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所ですので、相当な方法の撮影といえます。
したがって、撮影は適法といえます。

憲法 01 肖像権と犯罪捜査

🔍 要点まとめノート 09

この本は、法学が苦手な人でもすいすい読めて、4STEPでいつの間にか法学のコツをつかめる、今までにないワークブックです！

STEP3

+ ワンポイント教養

トピック③から一歩進んだ知識をゲットしましょう。警部がアドバイスをくれることもあります。フローチャートや図表で、試験に役立つポイントが効率良くおさえられます！

トピック③で学んだ知識をもとに、少し発展的な問題に取り組むための情報を掲載しています。STEP3では、図表などを多用し、発展的な知識でもビジュアルに分かりやすく学習してもらうことにこだわりました。

法学 | 01

+ ワンポイント教養

1. OnePoint

防犯カメラと肖像権の問題

目的の正当性 + 撮影の必要性 + 撮影方法の相当性

○東京高判昭63.4.1「山谷地区監視カメラ事件」
○最決平20.4.15

防犯カメラ撮影が違法とされるポイント	
①目的の正当性	犯罪捜査以外に録画画像等を用いないこと
②撮影の必要性	証拠保全の必要性があること
③撮影方法の相当性	他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所で行われていること 防犯カメラが設置されていることが表示されていること 録画画像等の保存が必要最低限度にとどまること

肖像権と犯罪捜査の関係は、憲法の論文試験で頻出のテーマなんだ。その中でも最近よく見る問題は、防犯カメラによる撮影と肖像権との問題だ。そのような問題に出くわした場合、答案作成のコツとして、上記の図に書かれているポイントに注目するといえぞ。

10

STEP4

◎×クイズ

各Lessonには、学んだことをすぐにチェックできる一問一答の◎×クイズがついています。初めは「要点まとめノート」や「+ワンポイント教養」を調べながらでもいいので、すらすら解けるまで繰り返しましょう！

STEP4の問題が解けたら、警察公論10月号付録「でる順SA」をはじめとした問題での練習にステップアップしてみましよう。本書で取り扱っていないトピックも、STEP1～4の手順で学んでみるのがおすすめです。

法学 | 01

◎×クイズ

(1) 警察官が正当な理由もないのに他人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。

(2) 肖像権は、憲法に明記された権利である。

(3) 警察官が、犯人の同一性を確認するため、公道上や「パンコ店内において犯人の容貌等を令状なく、同意なしにビデオ撮影した行為は違法である。

解答と解説

(1) ○ 判例は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌等を撮影されない自由を有するとして、警察官が、正当な理由もないのに他人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないとする（最大判昭44.12.24）。

(2) × 「憲法に明記」は誤り。肖像権は、憲法に明記されていないが、幸福追求権（憲法13条）をもとに、新しい人権の一つとして認められている。

(3) × 「違法」は誤り。判例は、問題文類似の事案について、①捜査目的を達成するため、②必要な範囲において、③相当な方法によって行われた撮影であれば、合理的理由が認められ、捜査活動として違法とはしない（最決平20.4.15）。

◎ 要点まとめノート 11

要点まとめノート

[憲法・行政法編]

Contents

憲 法

Lesson01	肖像権と犯罪捜査	8
Lesson02	取材活動と犯罪捜査	12
Lesson03	緊急逮捕の合憲性	16
Lesson04	政教分離の原則	20
Lesson05	集会の自由	24
Lesson06	人身の自由	28



法令略称

警職法	警察官職務執行法
刑訴法	刑事訴訟法
拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範

行政法

Lesson01	職務質問	32
Lesson02	所持品検査	36
Lesson03	凶器捜検	40
Lesson04	保護	44
Lesson05	避難等の措置	48
Lesson06	犯罪の予防・制止	52
Lesson07	立入り	56
Lesson08	武器の使用	60



放火現場の野次馬を撮影することはできる？





要点まとめノート

Q1

肖像権とは何ですか？

A 正当な理由もないのに、捜査機関などによって**個人の容貌・姿勢を撮影されない権利**のことで、判例で認められているものです（最大判昭44.12.24）。肖像権は、幸福追求権（憲法13条）をもとに、プライバシー権の一環として、憲法に明記されていない新しい人権の一つとして認められています。

Q2

犯罪捜査のために個人の姿を撮影することはできますか？

A 判例は、捜査機関が犯人の同一性を確認するために公道上やパチンコ店内において犯人の容貌等をビデオ撮影した（無令状・同意なし）ことの適法性について、

- ① 捜査目的を達成するため（**目的の正当性**）
- ② 必要な範囲において（**撮影の必要性**）
- ③ 相当な方法によって行われたもの（**撮影方法の相当性**）

であれば、撮影を行う合理的理由があるため捜査活動として適法だとしています（最決平20.4.15）。

Q3

マンガのケースの撮影は適法ですか？

A ①放火犯は現場に戻るという経験則から、野次馬の中にいる可能性がある放火犯を捜査する正当な目的で行われたものです。②野次馬の動きは流動的なので、撮影により証拠保全する必要があります。③公道は、通常、他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所ですので、相当な方法の撮影といえます。

したがって、撮影は適法といえます。

／ プラス ／

憲法 | 01

+ ワンポイント教養



+ OnePoint

防犯カメラと肖像権の問題

目的の正当性

+

撮影の必要性

+

撮影方法の相当性

○東京高判昭63.4.1「山谷地区監視カメラ事件」
○最決平20.4.15

	防犯カメラ撮影が適法とされるポイント
①目的の正当性	犯罪捜査以外に録画画像等を用いないこと
②撮影の必要性	証拠保全の必要性があること
③撮影方法の相当性	・ 他人から姿を見られることは許容せざるを得ない公共の場所で行われていること ・ 防犯カメラが設置されていることが表示されていること ・ 録画画像等の保存が必要最低限度にとどまること

肖像権と犯罪捜査の関係は、憲法の論文試験で頻出のテーマなんだ。その中でも最近よく見る問題は、防犯カメラによる撮影と肖像権との問題だ。そのような問題に出くわした場合、答案作成のコツとして、上記の図に書かれているポイントに着目するといいぞ。



／ 解いてみよう！／

憲法 | 01

◎×クイズ



- (1) 警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。
- (2) 肖像権は、憲法に明記された権利である。
- (3) 警察官が、犯人の同一性を確認するため、公道上やパチンコ店内において犯人の容貌等を令状なく、同意なしにビデオ撮影した行為は違法である。

憲法
01

肖像権と犯罪捜査

解答と解説

- (1) ○ 判例は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌等を撮影されない自由を有するとした上で、警察官が、正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないとする（最大判昭44.12.24）。
- (2) × 「憲法に明記」は誤り。肖像権は、憲法に明記されていないが、幸福追求権（憲法13条）をもとに、新しい人権の一つとして認められている。
- (3) × 「違法」は誤り。判例は、問題文類似の事案について、①捜査目的を達成するため、②必要な範囲において、③相当な方法によって行われた撮影であれば、合理的理由が認められ、捜査活動として適法としている（最決平20.4.15）。